

「豊臣秀吉禁制」

(当館寄贈 坂入浩一家文書)

禁制

一 軍現甲し人小遣坊指稿事

一 枚火事

一 踏地人百程他分儀事

右條、候人停止、所看、指稿事

此等若勿可致、慮事、指稿事

天正元年月日



## 【釈文】

### 禁制

- 一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉事、
- 一、放火事、
- 一、対地下人百姓非分之儀申懸事、  
右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被処嚴科者也、

天正十八年八月 日 (豊臣秀吉) (朱印)

## 【史料の説明】

下野国芳賀郡茅堤村（現在の真岡市茅堤）の名主の家に伝来した豊臣秀吉禁制です（当館寄贈坂入浩一家文書）。料紙は、縦四六・三cm、横六五・〇cmの大きさで、当時最高級であった大高檀紙を使用しています。

## 【大意】

### 禁制

- 一、軍勢その他の者が、百姓たちに乱暴狼藉すること。
  - 一、村に放火をすること。
  - 一、百姓たちに無理難題を命じること。
- 右のことを堅く禁止する。もし違反した者は、直ちに嚴罰に処する。

天正一八年（一五九〇）、豊臣秀吉は最後まで抵抗していた関東の大勢力、小田原の北条氏を滅ぼしました。そしてこの後、秀吉は鎌倉から江戸を経て、七月二六日に宇都宮に到着します。ここで関東や奥羽についての仕置（征服地の支配体制を決めるための措置）を行い、八月四日まで滞在しました。この後、秀吉はさらに会津まで赴き、帰り道の八月一四日にも宇都宮に宿泊しています。

この禁制は、こうした秀吉の宇都宮滞在期間中に、茅堤村の要請を受けて出されたものです。秀吉が率いてきた軍兵らは、約九万人といわれており、これほどの大軍が進撃すると、戦争状態でなくとも略奪や暴行

などが起こる可能性が高くなりま  
す。そのため、百姓たちは村の治安  
を維持するために、このような秀吉  
からのお墨付きを得る必要があっ  
たのです。

なお、秀吉が出した同様の禁制は、  
全国に多数残されており、礼錢を献  
上した当事者の要請を受けて出さ  
れ、実際に一定の抑止効果があつた  
ことが近年の研究で明らかにされ  
ています。

※本史料は、当館『学校教材史料集』  
第二号で教材化されています。